

＜サービス利用料金＞

1. 介護保険基準サービス

ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金（自己負担額）と居室と食事に係る自己負担額並びに各加算額の合計金額をお支払い下さい。

（1日あたりの自己負担額：1割負担の場合）

※利用料金及び各種加算は負担割合証に基づきます。
（2. 居住費、3. 食費及びその他の費用は除く）

ご本人の要介護度		要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1. 介護度別サービス利用料金		557円	625円	695円	763円	829円
2. 居室に係る自己負担額(居住費)	多床室	840円				
	個室	1,150円				
3. 食事に係る自己負担額(食費)		1,500円				
4. 栄養マネジメント加算		14円				
5. 日常生活継続支援加算		36円				
6. 看護体制加算（I）ロ		4円				
7. 夜勤職員配置加算（I）ロ		13円				
8. 個別機能訓練加算		12円				
合計(1～8)／日	多床室	2,976円	3,044円	3,114円	3,182円	3,248円
	個室	3,286円	3,354円	3,424円	3,492円	3,558円
* 下記の合計には、介護職員処遇改善加算(I)として(1+4+5+6+7+8)×日数×8.3%が加算されています。						
合計／月 (31日として)	多床室	93,892円	96,175円	98,525円	100,808円	103,024円
	個室	103,502円	105,785円	108,135円	110,418円	112,634円

☆ 居室と食事に係る自己負担額について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額（表1参照）とします。

	表1（利用者負担限度額）	居住費(多床室)	居住費(個室)	食費
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員（世帯を分離している配偶者を含む）が住民税非課税の方で 老齢福祉年金受給者	0円	320円	300円
第2段階	・世帯全員（世帯を分離している配偶者を含む）が住民税非課税の方で、 合計所得金額と年金収入額の合計が80万円以下の方	370円	420円	390円
第3段階	・世帯全員（世帯を分離している配偶者を含む）が住民税非課税の方で 第2段階に該当しない人	370円	820円	650円
第1～3の共通要件： 預貯金等が単身で1,000万円（夫婦で2,000万円）以下の場合				

負担限度額適用後料金／月（31日）		要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
第1段階	多床室	30,652円	32,935円	35,285円	37,568円	39,784円
	個室	40,572円	42,855円	45,205円	47,488円	49,704円
第2段階	多床室	44,912円	47,195円	49,545円	51,828円	54,044円
	個室	46,462円	48,745円	51,095円	53,378円	55,594円
第3段階	多床室	52,972円	55,255円	57,605円	59,888円	62,104円
	個室	66,922円	69,205円	71,555円	73,838円	76,054円

☆ 各種加算は、必要に応じてご負担頂きます。

(入所した当初は、施設での生活に慣れるために、様々な支援を必要とすることから加算されます)

初期加算（1日当たり） 入所した日から30日間、又は、1ヶ月を超える入院後の再入所 した日から30日間 (褥瘡の発生にかかるリスク評価や褥瘡ケア計画作成などの管理として)	30円
褥瘡マネジメント加算（3月当たり） (糖尿病食、腎臓病食、貧血食など医師の発行する食事箋に基づき食事を提供した場合)	10円
療養食加算に係る自己負担額（1回当たり） (経管栄養の者を対象)	6円
経口移行加算に係る自己負担額（1日当たり）	28円
経口維持加算に係る自己負担額（1月当たり） I 著しい誤燕が認められる者を対象 II 誤燕が認められる者を対象 (入院又は外泊をされた場合)	400円 100円
外泊時費用（1日当たり） 外泊又は入院の翌日から6日間（但し、月に6日を限度と するが、月をまたいで連続した場合は最長12日間） (入院前後で大きく栄養管理が異なる場合、入院先医療機関と連携を取った場合)	246円
再入所時栄養連携加算（1回当たり）	400円

2. 1以外のサービス

(その他の費用)

ご利用サービス	利用料金
事務管理料（1月当たり）※15日未満半額	3,000円
理容サービス	実費
日常生活上必要となる諸費用	実費
レクリエーション、クラブ活動材料代等	実費
ラジオ電気代（1月当たり）※15日未満半額	300円
テレビ電気代（1月当たり）※15日未満半額	1,000円
電気毛布電気代（1月当たり）※15日未満半額	1,500円

☆ 介護保険基準以外のサービスについて、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う前にご説明します。

3. 契約書第19条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金。

ご契約者の要介護度にかかわらず（1日当たり）	10,000円
------------------------	---------

☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。
(償還払い)

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更いたします。